

衆議院 第二十六回国会 議院運営委員會議録第四十五号

昭和三十三年五月十八日(土曜日)

午後一時五十一分開議

出席委員

委員長 保利 茂君

理事 荒船清十郎君 理事 佐々木秀世君

理事 福永 健司君 理事 山中 貞則君

理事 池田 禎治君 理事 野原 覺君

内田 常雄君 栗原 俊夫君

小牧 次生君 佐々木良作君

八木 昇君 渡邊 惣藏君

委員外の出席者

議長 益谷 秀次君

副議長 杉山元治郎君

事務総長 鈴木 隆夫君

本日の会議に付した案件

回付案の取扱いの件

米価審議会委員任命につき国会法第三十九條但書の規定により議決を求めらるるの件

肥料審議会委員任命につき国会法第三十九條但書の規定により議決を求めらるるの件

蚕糸業振興審議会委員任命につき国会法第三十九條但書の規定により議決を求めらるるの件

飼料審議会委員任命につき国会法第三十九條但書の規定により議決を求めらるるの件

飼料需給安定審議会委員任命につき国会法第三十九條但書の規定により議決を求めらるるの件

湿地単作地域農業改良促進対策審議会委員任命の件

海岸砂地地域農業振興対策審議会委員任命の件

畑地農業改良促進対策審議会委員任命の件

積雪寒冷単作地帯振興対策審議会委員任命の件

積雪寒冷単作地帯振興対策審議会委員任命の件

積雪寒冷単作地帯振興対策審議会委員任命の件

積雪寒冷単作地帯振興対策審議会委員任命の件

積雪寒冷単作地帯振興対策審議会委員任命の件

積雪寒冷単作地帯振興対策審議会委員任命の件

積雪寒冷単作地帯振興対策審議会委員任命の件

積雪寒冷単作地帯振興対策審議会委員任命の件

積雪寒冷単作地帯振興対策審議会委員任命の件

積雪寒冷単作地帯振興対策審議会委員任命の件

積雪寒冷単作地帯振興対策審議会委員任命の件

積雪寒冷単作地帯振興対策審議会委員任命の件

積雪寒冷単作地帯振興対策審議会委員任命の件

積雪寒冷単作地帯振興対策審議会委員任命の件

積雪寒冷単作地帯振興対策審議会委員任命の件

東北開発審議会委員指名の件
社会保障制度審議会委員推薦の件
臨時恩給等調査会委員推薦の件
決議案の取扱いの件

国会閉会中委員会が審査を行う場合の審査雑費に関する法律案起草の件
各委員会の閉会中審査申出の件
閉会中の委員派遣に関する件
事務局及び法制局の人事承認の件
衆議院法制局事務分掌規程の一部改正の件

会期延長に関する件
本日の本会議の議事等に関する件

○保利委員長 それでは本会議を開きます。

参議院から回付案が回ってくる予想がされますので、その予想せられる回付案につきまして、事務総長より御説明申し上げます。

○鈴木事務総長 今、回ってくる予想されますものは五本ございますが、それについて御説明申し上げます。

まず一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正の修正点は、第一に、行政職俸給表の(イ)、すなわち技能労務職の俸給表のうち、四等級十九号俸ないし二十三号俸、及び五等級二十一号俸ないし二十八号俸の昇給期間が十八ヵ月間であるのを、十五ヵ月に短縮したことであり、第二に、教育職俸給表の備考のうち、二等級及び三等級の一定の号俸については、原案では、大学院を置く大学の教授または助教に適用すると規定し

ているのを、大学院を置く大学の教授または助教で人事院規則で定めるものに適用することに改め、その他、本案が四月中に成立しなかったため、五ヶ月分の給与も改正法による内払いとみなす等の経過規定の修正をしたものであります。

次に、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正点は、大使の俸給の施行期日を六月一日に改めたことのほか、一般職と同様の経過規定の修正を行なったものであります。

次に、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案につきましても、一般職と同様の経過規定に関する修正でございます。

次に、国家行政組織法の一部を改正する法律案に対する修正点は、第一に、原案においては、審議会または協議会で臨時のものは、政令の定めるところによって設置することができ、第二に、経済企画庁に設けられておる四部を四局に改める等の修正でございます。

次に、公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案に対する修正点について申し上げますと、本案はさきに成立いたしました健康保険法の一部改正法と同時に施行の予定で提案されたものであります。本法案の成立が、おくれましたため、一部の規定の施行期日を七月一日に改めたこと、また、

五月一日から本法施行の前日までに保険医療機関等から療養を受けた者に關する経過措置について新たに規定いたしましたものであります。

○保利委員長 この予想せられる回付案が回りましたら、あらためて御相談の上、本会議の上程方について御相談をいたしたいと思っております。

○保利委員長 次に、米価審議会委員任命について内閣より、国会法第三十九條但書の規定により議決を求めらるるの件についてお諮りいたします。本院議員安藤豊君、同じく松山義雄君、同じく永山忠則君、同じく成田知巳君、同じく日野吉夫君、参議院議員白井勇君、同じく森八三三君を任命同意するに付き、本日の本会議で決定するに御異議ありませんか。

○保利委員長 御異議なしと認め、さように決定いたします。

○保利委員長 次に、肥料審議会委員任命について内閣より、国会法第三十九條但書の規定により議決を求めらるるの件についてお諮りいたします。本院議員稻富稜人君、同じく平野三郎君、同じく永井勝次郎君、同じく松浦東介君、及び参議院議員河野謙三君を同委員に任命することに同意を与える件でございますが、これに同意をいたすことといたし、本日の本会議で決定するに御異議ございませんか。

○保利委員長 次に、各種委員の選挙の件でございますが、飼料需給安定審議会委員、湿地単作地域農業改良促進対策審議会委員、海岸砂地地域農業振興対策審議会委員、畑地農業改良促進対策審議会委員、積雪寒冷単作地帯振興対策審議会委員、及び東北開発審議会委員の指名につきましては、お手元の書類にありましますように、各党申し出の諸君を本日の本会議において、それぞれ指名するに御異議ありませんか。

○保利委員長 御異議がなければ、さように決定いたします。

○保利委員長 次に、各種委員推薦の件でございますが、社会保障制度審議会委員及び臨時恩給等調査会委員の推薦につきましては、お手元の書類にありましますように、各党より申し出の諸君

○保利委員長 次に、各委員推薦の件でございますが、社会保障制度審議会委員及び臨時恩給等調査会委員の推薦につきましては、お手元の書類にありましますように、各党より申し出の諸君

○保利委員長 次に、各委員推薦の件でございますが、社会保障制度審議会委員及び臨時恩給等調査会委員の推薦につきましては、お手元の書類にありましますように、各党より申し出の諸君

○保利委員長 次に、各委員推薦の件でございますが、社会保障制度審議会委員及び臨時恩給等調査会委員の推薦につきましては、お手元の書類にありましますように、各党より申し出の諸君

○保利委員長 次に、各委員推薦の件でございますが、社会保障制度審議会委員及び臨時恩給等調査会委員の推薦につきましては、お手元の書類にありましますように、各党より申し出の諸君

○保利委員長 次に、各委員推薦の件でございますが、社会保障制度審議会委員及び臨時恩給等調査会委員の推薦につきましては、お手元の書類にありましますように、各党より申し出の諸君

○保利委員長 次に、各委員推薦の件でございますが、社会保障制度審議会委員及び臨時恩給等調査会委員の推薦につきましては、お手元の書類にありましますように、各党より申し出の諸君

○保利委員長 次に、各委員推薦の件でございますが、社会保障制度審議会委員及び臨時恩給等調査会委員の推薦につきましては、お手元の書類にありましますように、各党より申し出の諸君

○保利委員長 次に、各委員推薦の件でございますが、社会保障制度審議会委員及び臨時恩給等調査会委員の推薦につきましては、お手元の書類にありましますように、各党より申し出の諸君

○保利委員長 次に、各委員推薦の件でございますが、社会保障制度審議会委員及び臨時恩給等調査会委員の推薦につきましては、お手元の書類にありましますように、各党より申し出の諸君

○保利委員長 次に、各委員推薦の件でございますが、社会保障制度審議会委員及び臨時恩給等調査会委員の推薦につきましては、お手元の書類にありましますように、各党より申し出の諸君

○保利委員長 次に、各委員推薦の件でございますが、社会保障制度審議会委員及び臨時恩給等調査会委員の推薦につきましては、お手元の書類にありましますように、各党より申し出の諸君

○保利委員長 次に、各委員推薦の件でございますが、社会保障制度審議会委員及び臨時恩給等調査会委員の推薦につきましては、お手元の書類にありましますように、各党より申し出の諸君

○保利委員長 次に、各委員推薦の件でございますが、社会保障制度審議会委員及び臨時恩給等調査会委員の推薦につきましては、お手元の書類にありましますように、各党より申し出の諸君

○保利委員長 次に、各委員推薦の件でございますが、社会保障制度審議会委員及び臨時恩給等調査会委員の推薦につきましては、お手元の書類にありましますように、各党より申し出の諸君

を議長において推薦すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○保利委員長 そのように決定いたします。

○保利委員長 次に、三木武夫君外四名提出にかかる沖繩及び小笠原諸島における施政権回復に関する決議案についてであります。本決議案は本日の本会議に上程することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○保利委員長 その通り決定いたします。

つきましては、趣旨弁明は床次徳二君、また佐竹晴記君より賛成討論の通告があります。これを許可することといたしますが、その討論時間は、先例を尊重願って、できるだけ簡略にお願いいたします。

○保利委員長 次に、小澤佐重喜君外十九名提出にかかる九州地方開発促進に関する決議案についてであります。本決議案は先ほどの理事会におきましては保留になっておりますが、本委員会において御協議をお願いいたします。

○野原委員 この種の決議案は、両院の話し合いをいたしまして、反対等のないような状態において出すべき種類のものであり、またそういうことに先例もなっております。しかし、私どもの社会党としては、国会対策において目下検討中のごさいます。態度を決定するにまつておられません。それで、ただいまの本会議に上程することはしばらくお待ち願いたい、かように思うわけ

であります。

○保利委員長 それでは、社会党の態度決定をお待ちいたすことといたします。

○野原委員 なおこれに続いて、この件であります。自由民主党の方は小澤佐重喜君外十九名提出になっておりますけれども、自由民主党は、これは決議によって決議案として上程することをおきめになっておるのかどうか、その点の一つ、もう一つは、この種の決議案は両院の話し合いによって議決に諮るべきであるにもかかわらず、もし自民党が決議で決定するといたしておりました、なぜ社会党との話し合いなしに、そういう慣例を破って、この決議案に限ってのみ一方に出されたのであるか、その二点について御説明願いたい。これは目下党で検討中ですので、私は痛って検討の資料にしたいと思つて。

○佐々木(秀)委員 野原君の今の御質問ですが、党としては、地方開発はやらなければならぬことですから、趣旨としては賛成いたしておるのですけれども、手続等十分でない点、連絡が十分でなかつたという点は、これは率直に認めなければならぬと思つて、そういう点において、十分な連絡をすることができなかったことをおわび申し上げる次第であります。この案そのものに対しては、書類で出ておるよう、党としてはやらなくてはならぬというので出したものであります。

○保利委員長 それでは、どうぞ一つ連絡、調整をすみやかにしておとり下まつて、決定のできるように取り計らいを願います。それまで保留いたします。

○保利委員長 次に、国立国会図書館法第十一條第二項の規定による審査の報告についてであります。本件は本日の本会議において行うことに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○保利委員長 さよう決定いたします。

○保利委員長 次に、昨日お諮り申しました、国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査権限に関する法律案起草の件について御協議をお願いします。

各党の御意見を承ります前に、私から御報告申し上げますが、昨日の御決定により、私から内閣官房長官に意見を聞きましたところ、官房長官においても善処する旨の言明がございました。右御報告を申し上げます。

○佐々木(秀)委員 自由民主党として、本件については、本案に對しましては賛成であります。

○野原委員 日本社会党といたしましても、本日の上程に異議はありません。

○保利委員長 それでは、本案は昨日総長の説明申しました通り、本委員会の提出とすることに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○保利委員長 そのように決定いたします。本日の本会議に上程いたしますことといたします。

○保利委員長 次に、人事承認の件についてであります。これは事務局長より御説明をお願いします。

○鈴木事務局長 御説明申し上げます。事務局、法制局、及び常任委員会

関係の人事の件でございますが、お手元に配付いたしました略歴にありますが、ように、事務局の主事の土屋常安君、警定一郎君の両君は、速記職として本院に十数年在職し、現在主任速記士として技術、勤務成績ともに優秀な職員でございます。西ヶ谷留三郎君は、在職二十年以上で、現在警務課の係長で、衛視副長であり、高木、植木、田中、渡辺、石塚、山下、鈴木、福永の各君は、現在それぞれ各部の係長として、いずれも優秀な職員でございます。この際参事に任用したいと存じますから、よろしく御承認いただきたいと存じます。

次に、常任委員会調査員任用候補の光安、岡沢の両君は、それぞれ外務、建設の調査員として委員長から推薦申し出のあったものであります。先般の調査員選考委員会におきましても適格の認定のあったものでございまして、この際調査員として任命したいと存するものであります。

次に、齋藤君は、法制局の職員として昭和二十六年以来、法律の立案に従事いたしておりましたが、今回参事に任用したいとの法制局からの申し出でございますから、よろしく御承認のほどをお願い申し上げます。

なお、法制局第二部第一課長の打田一君は、このたび一身上都合により退職したいとの願ひ出がございました。同君は昭和二十三年十一月以来八年七月にわたり在職しておられたのであります。この際退職したいとの申し出でございますから、何とぞ御承認をいただきたいと存じます。

○保利委員長 本件は、いずれもまたいまの総長の説明通り決定するに御異

議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○保利委員長 その通り決定いたします。

○保利委員長 次に、各委員会の閉会中審査申し出の件であります。お手元の書類にありまします通り、各委員会より閉会中審査の申し出をして参っております。これを本日の本会議において閉会中審査の議決をするに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○保利委員長 御異議なしと認め、その通り決定いたします。

- 一、防衛庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五五号)
- 二、大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、第二十四回国会案第一五七号)
- 三、国家公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出、第二十四回国会案第一六二号)
- 四、内政省設置法(内閣提出、第二十四回国会案第一六六号)
- 五、内政省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案(内閣提出、第二十四回国会案第一七〇号)
- 六、経済企画庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、第二十四回国会案第一六七号)
- 七、憲法調査会法を廃止する法律案(後沼稻次郎君外七名提出、衆法第二三三号)

- 八、国務大臣の私企業等への関与の制限に関する法律案（参議院提出、第二十四回国会参法第一号）
- 九、行政機構並びにその運営に関する件
 - 一〇、恩給及び法制一般に関する件
 - 一一、国防衛に関する件
 - 一二、公務員の制度及び給与に関する件
 - 一三、警察に関する件
 - 一四、消防に関する件
- 法務委員会
 - 一、裁判所法等の一部を改正する法律案（内閣提出第八九号）
 - 二、違憲裁判手続法案（鈴木茂三郎君外十四名提出、衆法第一五号）
 - 三、裁判所法の一部を改正する法律案（鈴木茂三郎君外十四名提出、衆法第一六号）
 - 四、刑法の一部を改正する法律案（鈴木茂三郎君外十二名提出、衆法第二七号）
 - 五、裁判所の司法行政に関する件
 - 六、司法試験制度に関する件
 - 七、法務行政及び檢察行政に関する件
 - 八、国内治安及び人権擁護に関する件
 - 九、外国人の出入国に関する件
 - 一〇、交通輸送犯罪に関する件
 - 一一、売春防止法の施行に関する件
 - 一二、戦犯服役者に関する件
- 地方行政委員会
 - 一、地方自治に関する件
 - 二、地方財政に関する件

- 外務委員会
 - 一、国際情勢に関する件
 - 二、国交回復に関する件
 - 三、国際経済に関する件
 - 四、賠償に関する件
- 大蔵委員会
 - 一、預金保障基金法案（内閣提出第一五〇号）
 - 二、金融機関の経営保全等のための特別措置に関する法律案（内閣提出第一五一号）
 - 三、物品税法を廃止する法律案（春日一幸君外十二名提出、衆法第一一〇号）
 - 四、酒税法の一部を改正する法律案（平岡忠次郎君外十二名提出、衆法第一二二号）
 - 五、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（石田寛全君外四名提出、衆法第三五号）
 - 六、社会福祉事業等の施設に関する措置法案（参議院提出、参法第二二二号）
 - 七、租税特別措置法の一部を改正する法律案（平岡忠次郎君外十三名提出、衆法第四六号）
 - 八、財政法の一部を改正する法律案（内閣提出、第二十四回国会附法第一五八号）
 - 九、国家公務員のための国設宿舍に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、第二十四回国会附法第一五九号）
 - 一〇、会計法の一部を改正する法律案（内閣提出、第二十四回国会附法第一六九号、第二十四回国会参議院送付）
 - 一一、外資に関する法律の一部を

- 改正する法律案（春日一幸君外十二名提出、第二十四回国会衆法第一七〇号）
- 一二、銀行法の一部を改正する法律案（春日一幸君外十二名提出、第二十四回国会衆法第一八〇号）
- 一三、税制に関する件
- 一四、金融に関する件
- 一五、外国為替に関する件
- 一六、国有財産に関する件
- 一七、専売事業に関する件
- 一八、印刷事業に関する件
- 一九、造幣事業に関する件
- 二〇、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する件
- 文教委員会
 - 一、国立及び公立の義務教育諸学校の児童及び生徒の災害補償に関する法律案（山崎始男君外六名提出、第二十四回国会衆法第八〇号）
 - 二、市町村立学校職員給与負担法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案（平田ヒデ君外二名提出、衆法第一八八号）
 - 三、公立学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案（櫻井奎夫君外三名提出、衆法第二二二号）
 - 四、教育、学術、文化及び宗教に関する件
 - 社会労働委員会
 - 一、日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案（八木一男君外十二名提出、第二十四回国会衆法第四〇号）
 - 二、労働者福祉施設資金の運用に

- 関する法律案（岡良一君外十三名提出、第二十四回国会衆法第五八号）
- 三、衛生検査技師法案（福田昌子君外一名提出、第二十四回国会衆法第六六号）
- 四、母子年金法案（長谷川保君外十六名提出、第二十四回国会衆法第七〇号）
- 五、最低賃金法案（和田博雄君外十六名提出、衆法第三三〇号）
- 六、家内労働法案（和田博雄君外十六名提出、衆法第四四〇号）
- 七、病理細菌検査技師法案（八田貞義君外二十五名提出、衆法第四一〇号）
- 八、角膜移植に関する法律案（中山マサ君外四十五名提出、衆法第四三三〇号）
- 九、地区衛生組織の育成に関する法律案（加藤鏡五郎君外二十五名提出、衆法第四八八号）
- 一〇、社会保障制度、医療、公衆衛生、婦人・児童福祉及び人口問題に関する件
- 一一、労使関係、労働基準及び失業対策に関する件
- 農林水産委員会
 - 一、昭和二十九年年度までの災害に係る農林水産業施設の災害復旧事業の実施についての善後措置に関する法律案（稻富稜入君外三十四名提出、第二十四回国会衆法第四八八号）
 - 二、食糧及び肥料に関する件
 - 三、畜産及び蚕糸に関する件
 - 四、農地及び林野に関する件
 - 五、漁港、漁船及び漁業制度に関する件

- 六、公海漁業、沿岸及び内水面漁業に関する件
- 七、農林業団体及び水産業団体に関する件
- 八、農業災害及び漁業災害に関する件
- 九、農林水産金融に関する件
- 商工委員会
 - 一、小売商業特別措置法案（内閣提出第一五七号）
 - 二、中小企業の産業分野の確保に関する法律案（水谷長三郎君外二十三名提出、衆法第五〇号）
 - 三、商業調整法案（水谷長三郎君外二十三名提出、衆法第六八号）
 - 四、中小企業に対する官公需の確保に関する法律案（水谷長三郎君外十三名提出、衆法第三〇号）
 - 五、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案（水谷長三郎君外十三名提出、衆法第三一〇号）
 - 六、百貨店法の一部を改正する法律案（水谷長三郎君外十三名提出、衆法第三二二号）
 - 七、日本経済の総合的施策に関する件
 - 八、電気及びガスに関する件
 - 九、鉱業、鉄鋼業、繊維工業、化学工業、機械工業その他一般鉱工業及び特許に関する件
 - 一〇、通商に関する件
 - 一一、中小企業に関する件
 - 一二、私的独占禁止及び公正取引に関する件
 - 運輸委員会
 - 一、港湾運送事業法の一部を改正する法律案（山口丈太郎君外

十四名提出、衆法第三八号)

二、陸運、海運及び空運に関する件

三、觀光に関する件

通信委員会
一、郵政事業に関する件

二、郵政監察に関する件

三、電氣通信に関する件

四、電波監理及び放送に関する件

建設委員会
一、国土計画に関する件

二、都市計画に関する件

三、道路に関する件

四、河川に関する件

五、住宅に関する件

予算委員会
一、予算の実施状況に関する件

議院運営委員会
一、国会議員の退職金制度に関する件

二、国会法等改正に関する件

三、議長よりの諮問事項

四、その他議院運営委員会の所管に属する事項

懲罰委員会
一、各国議会の懲罰制度に関する件

海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会
一、海外同胞引揚及び遺家族援護に関する件

国土総合開発特別委員会
一、北海道開発庁設置法案(内閣提出、第二十四回国会開法第一六八号)

二、北海道開発庁設置法施行法案(内閣提出、第二十四回国会開法第一七二号)

三、北海道に在勤する者に支給さ

れる石炭手当等に対する所得税の特例に関する法律案(横路節雄君外九名提出、第二十四回国会衆法第五四号)

四、国土総合開発に関する件

公職選挙法改正に関する調査特別委員会
一、政治資金規正法の一部を改正する法律案(中村高一君外三名提出、第二十四回国会衆法第二一七号)

二、公職選挙法改正に関する件

科学技術振興対策特別委員会
一、原子力委員会設置法の一部を改正する法律案(岡良一君外八名提出、衆法第四七号)

二、科学技術振興対策に関する件

○保利委員長 なお、閉会中の委員派遣につきましては、先例通り、特に必要ある場合に限り、かつ原則として一人一回、派遣日数は五日以内、その延べ日数は、これは委員四分の一を乗じて得た日数を越えないこととし、また派遣先が自己の選挙区にならないようにということといたしまして、各委員会からの委員派遣の承認申請が提出されました場合には、その取扱ひにつきましては、右の範囲内で、そのつど議長において議院運営委員長と協議の上、決定することといたしておきたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

○保利委員長 そのように取り運びます。

○保利委員長 次に、衆議院法制局事務分掌規程の一部を改正する規程案に

ついてありますが、事務総長より御説明を願います。

○鈴木事務総長 お手元にお配りいたしております法制局の事務分掌規程の一部改正について御説明申し上げます。これは法制局の第一部に現在三課ありますのを、もう一課設けまして、これにもつぱら立法例の調査、法令台帳の整備その他法制に関する資料の収集及び整備に関する事務をつかさどらしめようとするものであります。ほかはこれに伴う条文の整理でございます。

法制局の事務分掌規程は、国会法によりまして議運の承認を経ることになっておりますので、法制局の方から承認方を願ひ出たものであります。よろしく御承認のほどをお願い申し上げます。

○保利委員長 よろしくございませう。

○保利委員長 それでは御異議ないものと認め、承認することに決定いたします。

○保利委員長 それでは、本日の本会議の順序につきまして、事務総長より御説明申し上げます。

○鈴木事務総長 それでは、本会議の順序を御説明申し上げます。まず米価審議会その他二件の人事承認の件を最初にお願ひいたしまして、それから日程に入りまして、日程第一より第六までは選挙の手續を省略いたしまして、議長指名にお願ひいたしとうございませう。それから緊急上程を先にお願ひいたしまして、緊急上程といたしまして、昨日と本日、本委員会において御

決定になった国会議員の秘書の給料等に関する法律案と、国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律案と、衆議院事務局職員定員規程の一部改正規程案をまず緊急上程をお願いいたしまして、その次に、社会労働委員会から、自然公園法案、食品衛生法の一部を改正する法律案が全会一致で上って参っておりますので、この緊急上程をお願いいたしまして、両案の報告は委員長の藤本さんがなされる予定でございます。次に、商工委員会から、機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律案、電子工業振興臨時措置法案、輸出入取引法の一部を改正する法律案の三案が全会一致で上って参っておりますので、この緊急上程をお願いいたします。これは委員長の福田さんが御報告に相なる予定でございます。それから、その次に請願をお願ひいたしまして、その次に国会図書館法第十一條第二項の規定による審査の御報告をお願いいたしまして、そこで、参議院からの回付案を待つために休憩に入るという順序でございます。なお、本委員会の提案理由の説明は、当委員会の理事の佐々木さん、図書館の方は山中さんにお願ひいたしたら……。

○保利委員長 それでは、本会議の順序を御説明申し上げます。

○鈴木事務総長 それでは、本会議の順序を御説明申し上げます。

○保利委員長 それでは、本会議の順序を御説明申し上げます。

○保利委員長 それでは、本会議の順序を御説明申し上げます。

○保利委員長 それでは、本会議の順序を御説明申し上げます。

○保利委員長 それでは、本会議の順序を御説明申し上げます。

○保利委員長 それでは、本会議の順序を御説明申し上げます。

○保利委員長 それでは、本会議の順序を御説明申し上げます。

○保利委員長 それでは、本会議の順序を御説明申し上げます。

○保利委員長 それでは、本会議の順序を御説明申し上げます。

○保利委員長 それでは、本会議の順序を御説明申し上げます。

○保利委員長 それでは、本会議の順序を御説明申し上げます。

○保利委員長 それでは、本会議の順序を御説明申し上げます。

○保利委員長 それでは、本会議の順序を御説明申し上げます。

○保利委員長 それでは、本会議の順序を御説明申し上げます。

○保利委員長 それでは、本会議の順序を御説明申し上げます。

○保利委員長 それでは、本会議の順序を御説明申し上げます。

○保利委員長 それでは、本会議の順序を御説明申し上げます。

○保利委員長 それでは、本会議の順序を御説明申し上げます。

○保利委員長 それでは、本会議の順序を御説明申し上げます。

委員会は暫時休憩いたします。
午後二時十四分休憩

午後十一時二十九分開議
○保利委員長 それでは再開いたします。

この際、ただいま開催せられました常任委員長会議の経過を申し上げます。常任委員長会議では、議長から常任委員長会議に対して会期延長の諮問がありました。常任委員長会議におきましては、満場一致、一日間の、すなわち五月十九日まで本国会の会期を延長するのが妥当であるという決定をいたし、この旨答申をいたしました。

つきましては、会期延長の件に關しては、常任委員長会議において決定いたしました通り、本会議において取り進めてよろしくございませうか。御協議をお願いいたします。

○保利委員長 それではさよう決定いたします。

○保利委員長 それでは、時間も移っておりますから、直ちに予備振鈴をいたし、十一時四十分再開いたします。

○野原委員 会期延長の点の自民党からの申し入れに対しまして、わが党は慎重に検討したのであります。しかしながら、諸般の情勢を検討した結果、ただいま異議なしと私が申し上げましたように、一日に限っての会期延長には同意を与えますけれども、それ以上の会期延長は、私どもは遺憾ながら、これは応ずることができないかまわかないということだけは事前に申し上げるとともに、政府が、このような最後のどたんばになって、しかも午前零時二十五分前のこの段階において、こ

○保利委員長 それでは、本会議の順序を御説明申し上げます。

○保利委員長 それでは、本会議の順序を御説明申し上げます。

○保利委員長 それでは、本会議の順序を御説明申し上げます。

○保利委員長 それでは、本会議の順序を御説明申し上げます。

○保利委員長 それでは、本会議の順序を御説明申し上げます。

○保利委員長 それでは、本会議の順序を御説明申し上げます。

○保利委員長 それでは、本会議の順序を御説明申し上げます。

○保利委員長 それでは、本会議の順序を御説明申し上げます。

○保利委員長 それでは、本会議の順序を御説明申し上げます。

○保利委員長 それでは、本会議の順序を御説明申し上げます。

○保利委員長 それでは、本会議の順序を御説明申し上げます。

○保利委員長 それでは、本会議の順序を御説明申し上げます。

○保利委員長 それでは、本会議の順序を御説明申し上げます。

○保利委員長 それでは、本会議の順序を御説明申し上げます。

のような事態に追い込んできた不手ぎ
わに対して、まことに遺憾であるとい
うことだけ申し上げておきます。
○保利委員長 それでは散会いたしま
す。十一時四十分から本会議を開会い
たします。

午前十一時三十二分散会

〔参照〕

国会閉会中委員会が審査を行う
場合の委員の審査雑費に関する
法律案

国会閉会中委員会が審査を行
う場合の委員の審査雑費に関
する法律

国会閉会中委員会が審査を行う場
合の委員の審査雑費に関する法律
(昭和二十六年法律第六十八号)の
全部を改正する。

1 国会の閉会中常任委員会及び特
別委員会において各議院の議決で
特に付託された案件について審査
するため、議長、副議長及び当該
委員は、月額二万五千円の定額に
よつて審査雑費を受ける。ただし、
月の中途において国会が閉会又は
開会(参議院の緊急集会の場合を
含む)された場合における審査雑
費は、国会閉会中の日数を基礎と
して日割によつて計算する。

2 前項の規定による審査雑費は、委
員が他の委員会の委員を兼ねる場
合その他いかなる場合においても、
重複して受けることができない。

附 則

この法律は、公布の日から施行
し、第二十六回国会の閉会の日から
適用する。

本案施行に要する経費

この法律施行に伴い昭和三十三年
度において増加する経費は一億千四
十七万五千円であつて平年度におけ
る所要額は一億二千五百四十七万五
千円である。

昭和三十三年五月二十日印刷

昭和三十三年五月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局